

令和2年7月12日（日）は、 鹿児島県知事選挙

任期満了による鹿児島県知事選挙が行われます。
正しい選挙はきれいな選挙からです。有権者の皆さん、必ず投票しましょう。



投票日等

- 投票日／7月12日（日）
- 時 間／午前7時～午後7時
- 投票所／15 投票所（投票所入場券に記載）
※第9投票所（大野）と第14投票所（岳野）は、午前7時～午後5時
- 投票するとき
投票所に「投票所入場券」を持参してください。
※入場券がない場合も投票はできます。
当日、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票

- 投票日に入院、出産、仕事などで投票所に行けない人は、下記の期間で投票ができます。
- 期間／6月26日（金）～7月11日（土）
 - 時間／午前8時30分～午後8時
 - 投票所／市役所西側別館駐車場 仮設投票所

投票できる人

- ①年齢18歳以上の日本国民で、令和2年3月24日以前に垂水市に住民登録の届出をし、引き続き3カ月以上市内に居住している人
- ②平成14年7月13日までに出生した人で、選挙人名簿に登録されている人

被登録資格の基準日（選挙人名簿確定日）

- 基準日／令和2年6月24日（水）

名簿の縦覧および異議申出期間

- 期限／令和2年6月25日（木）
※選挙人は登録に関し不服があるときは同期間内に異議を申し出ることができます。

不在者投票について

- 他市町村からの不在者投票
長期出張や出稼ぎなど、垂水市を離れ、投票のために帰れない人は不在者投票ができます。
※垂水市選挙管理委員会に郵便で投票用紙を依頼し、滞在中の市町村の選挙管理委員会に持参し投票。

指定病院等からの不在者投票

指定病院・老人ホームなどに入院・入所中の人は、その施設で投票できます。

【市内指定病院等】

- ①垂水中央病院 ②養護老人ホーム垂水華厳園
- ③特別養護老人ホーム恵光園
- ④老人保健施設コスモス苑
- ⑤介護老人保健施設 絆

郵便による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人、介護保険被保険者証が要介護5の人で、一定の要件を満たす方は自宅で投票ができます。
※自宅での投票を希望する場合、郵便投票証明書を選挙管理委員会取得し、郵便投票の請求をすることになります。請求は、選挙期日の4日前までですので早めにお済ませください。

見逃さない！

市内の受診可能歯科医院（令和2年4月現在）

医療機関名	電話番号
いのうえ歯科医院	32-6977
川畑歯科医院	32-7788
なぎさ歯科医院	31-3118
竹下歯科医院	32-6616
ろくた歯科医院	32-6464

※事前相談・予約の上、保険証と受診券を持参してください。

◎問い合わせ先
県後期高齢者医療広域連合
☎099-206-1329

- 対象 ①76歳になる方（昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生）
②80歳になる方（昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生）
- 期間 1月31日（日）まで
- 受診料 無料
- 受診券 対象者へ郵送

（オレンジ色の封筒）

保健・福祉
お口元気
歯ッピー検診

歯だけでなく、「口腔機能」も検査しますので、義歯（入れ歯等）を使用中の方も受診できます。

お口の健康は、
全身の健康に！

- 対象 65歳以上の方
※6月に市で行った肺がん検診を受診した方は、受診の必要はありません。
- 検診料 無料
- 開催 7月1日（水）～13日（月）
- 場所 当日検診車が巡回
※病院や職場検診で結核検診（レントゲン検査）を行った方は、事前にお問い合わせください。
※2週間以上、咳が続く時は、検査や診察をうけましょう。
- ◎問い合わせ先…保健課
健康増進係 ☎内線138

児童手当現況届

児童手当受給には、現況届の提出が必要です。

- 対象 児童手当受給者
- 受付 6月8日（月）～26日（金）
- 受付場所 福祉課児童障害者係
- 必要物 ①印鑑、②受給者と配偶者の健康保険証（写し）
※現況届が未提出の場合は6月以降の受給ができません。
- ◎問い合わせ先…福祉課
児童障害者係 ☎32-1115

結核検診

段階	対象者	新保険料	旧保険料
第1段階	①生活保護者 ②非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ③非課税世帯で、合計所得金額＋本人年金収入額が80万円以下	20,520円	25,650円
第2段階	非課税世帯で、合計所得金額＋本人の年金収入額が120万円以下	34,200円	42,750円
第3段階	非課税世帯で、合計所得金額＋本人の年金収入額が120万円を超える	47,880円	49,590円
第4段階	本人が非課税（世帯に課税者がいる）で、合計所得金額＋本人の年金収入額が80万円以下	61,560円	61,560円
第5段階	本人が非課税（世帯に課税者がいる）で、合計所得金額＋本人の年金収入額が80万円を超える	68,400円	68,400円
第6段階	本人課税で、本人の合計所得金額が120万円未満	82,080円	82,080円
第7段階	本人課税で、本人の合計所得金額が200万円未満	88,920円	88,920円
第8段階	本人課税で、本人の合計所得金額が300万円未満	102,600円	102,600円
第9段階	本人課税で、本人の合計所得金額が300万円以上	116,280円	116,280円

介護保険料の変更

令和元年度に引き続き、低所得者の第1号保険料軽減強化として、令和2年度の第1段階から第3段階までの介護保険料が変更になりました。
※左表（介護保険料新旧対照表）をご確認ください。

- ※「合計所得金額」は、次の2点が反映された額です。
 - ①長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除後の金額
 - ②第1段階から第5段階までは、課税年金に係る雑所得の控除後の金額
- ◎問い合わせ先…保健課
介護保険係 ☎内線128